

5 . 流通分野

流通（１）	「大規模小売店舗立地法第４条に係る指針」の見直し時期の前倒し		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法では、経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関して周辺地域の生活環境の保持等を図るため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとしている。</p> <p>「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(通商産業省告示)(以下「指針」)では、設置者が配慮すべき基本的な事項、駐車需要の充足や騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項が示されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>「指針」については、規制改革推進３か年計画(平成13年3月30日閣議決定)では、「実施状況を踏まえ、施行後５年以内に適時適切に指針の見直しを行う」とされているが、社会経済情勢の変化に対応した規制の見直しを行う観点から、見直し時期を前倒しし、早急に運用状況等の調査・検討を開始し、法施行後３年以内(平成15年6月1日まで)に指針を改定し、基準値等をより実態に即し、且つ経済的に許容可能な水準とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>必要駐車台数、騒音規制、廃棄物保管容量等に係る現行基準値は、出店者側にとって厳しい内容であり、新規出店のコストアップ要因となり、自由な店舗展開の妨げとなっている。流通産業の活性化のためにも速やかな対応を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法第４条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (大臣告示)		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局流通産業課

流通（２）	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し（開店時刻・閉店時刻の変更の取扱い）		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という）では、届出を行った店舗の新設日、店舗面積の合計、施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場、荷捌き施設等の位置・容量等）、運営方法に関する事項（開店時刻、閉店時刻等）に変更があるときは、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更として、例えば、開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行なう場合は、届出不要とされている。</p> <p>また、開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げを行なう場合には、届出を要する店舗面積や駐車場等施設の配置等の変更のように八ヶ月間の不作為義務は課せられないものの、騒音調査・書類の作成、説明会の開催等、新設の際と同様の手続が必要とされる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行なう場合に加え、一定時間内の開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げについては、変更届出を不要とすべきである。</p> <p>（理由） 『大規模小売店舗立地法第４条の指針(案)の策定にあたって』（１９９９年６月２３日付通産省公報）では、「頻繁な変更届出を強いることがないよう、いわゆる「軽微変更」として変更届出を要しない範囲を各種対応策に照らして合理的に設定することが必要である」旨指摘されている。</p> <p>本来、店舗の営業時間は、季節等、状況に応じて適宜変更されるのが通常であり、たとえ変更を行った場合であっても、周辺環境へ過度の影響を及ぼさない一定限度内の変更（例えば、営業時間であれば日常活動等が行われ深夜に及ばない朝９時頃から夜１０時頃までの時間内、あるいはターミナル立地の店舗における駐車場、荷捌き施設等の利用時間の変更を伴わない開店・閉店時刻の変更）であれば、これを届出不要とすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法 第５条、第６条第２項 大規模小売店舗立地法施行規則 第３条第２項第１号、第７条第１項、第８条		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局 流通産業課

流通（３）	大規模小売店舗立地法の適正運用（上乘せ規制の排除）		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という）では、その立地に関し、周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法（駐車需要の充足、騒音・廃棄物対策等）について適正な配慮がなされることを確保するための手続きが定められており、地方公共団体に対しては、「小売業を行なうための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行なうものとする」旨、規定している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 大規模小売店舗立地法に規定する「地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行なうものとする」旨が地方公共団体において徹底されるよう、本省・通産局の相談窓口の充実・強化を図り引続き適正運用の徹底を図るとともに、既存の商業調整を目的とする条例・要綱等が残置されていないかを確認し、必要に応じ、指導・勧告等の適切な処置が講じられることを要望する。</p> <p>なお、多数の自治体において、一定規模以上の大規模建築物を設置しようとする場合、駐車場や廃棄物処理施設等について、事前協議が義務付けられている。これらの協議内容が大規模小売店舗立地法に基づく協議と重複するため、事業者にとっては負担が大きい。担当部局において、省略・一本化できる部分がないか全般的に見直す等、極力簡素化してほしい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱等（各地方自治体）</p>		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局流通産業課

流通（４）	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し（届出書類・添付書類の簡素化）		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という）では、大規模店舗の新設・変更の際には、都道府県知事への届出が必要であり、届出事項や添付書類については、施行規則等で定められている。</p> <p>都道府県によっては、独自の基準や指導により、施行規則に規定された添付書類(12種類)以上の書類の添付を求めたり、届出書類の部数に関し、事業者に過大な負担を課す事例が見られる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>届出書類の部数に関しては、旧大店法のように「写しの提出」の規定を施行規則に設け、合理的な範囲に限定すべきである。内容上の運用を都道府県に委ねるとしても、形式上の問題については、行政手続きの公正・透明性確保の観点から規定すべきである。</p> <p>また、添付書類の問題については、本省・各地方局に設けられている窓口等において、引き続き適切な措置が講じられることを要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>『大規模小売店舗立地法第４条の指針(案)の策定にあたって』（1999年６月２３日付通産省公報）では、「届出書類等は出店者に過重な負担とならぬよう必要最小限のものとすべき」旨指摘されている。</p> <p>都道府県によっては、施行規則に規定された添付書類（全１２種類）以上の書類の添付を求めたり、膨大な数の副（例えば神奈川県では２０部）の提出を求めたりしている事例が見られる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	都道府県の条例等		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局 流通産業課

流通（５）	大規模小売店舗立地法施行規則の弾力的運用（説明会の公告方法として日刊紙への折り込みチラシの容認）		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という）では、大規模小売店舗の新設をする者、また設置している者で届出事項に変更があった者は、当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県に届け出るとともに、当該届出をした日から二ヶ月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村内において、説明会を開催しなければならない。この説明会を開催する際には、一週間前までに公告しなければならず、その公告方法としては、経済産業省令では、都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること、そのほか、都道府県が適切と認める方法、と規定されている。</p> <p>都道府県の協力が得られない場合、あるいは、公報や広報紙の締め切り等の事情により本紙に掲載できない場合、多くの都道府県により、日刊新聞紙への掲載を求められている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 公告方法として、旧法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）での説明会の案内の際に通常行われていたような日刊紙への折り込みチラシ等による方法を、都道府県が適切と認める方法として柔軟に認めるべきである。</p> <p>（理由） 旧法下では日刊紙への折り込みチラシによる案内で問題なく説明会が開催されており、また、仮に、大店立地法での説明会がより広域な地域を対象とする場合でも、日刊紙への折り込みチラシの場合は柔軟な対応が可能であり、同様の効果が期待できる。</p> <p>「大規模小売店舗立地法の解説」（平成12年5月、通産省）でも、「説明会の開催は、都道府県が行なう他の公告（法第5条、第6条等）同様、都道府県の公報又は広報紙への掲載依頼を行なうほか、日刊新聞紙への掲載、都道府県が適切と認める方法（公共的な施設への掲示、日刊新聞紙への折り込みチラシ等）によることとした。」とされており、都道府県における柔軟な対応が望まれる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法（第5条、第7条） 大規模小売店舗立地法施行規則（第12条等）		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局 流通産業課

流通（６）	「大規模小売店舗立地法第４条に係る指針」の弾力的な運用		
規制の現状	「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（通商産業省告示）（以下「指針」）では、設置者が配慮すべき基本的な事項、駐車需要の充足や騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項が示されている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）及び（理由）</p> <p>「指針」では、その序文において指針の趣旨・位置付けとして、「大規模小売店舗の設置者に対し特に周辺的生活環境の保持に配慮し、対応可能かつ合理的な範囲内で対応を求めるもの」とされており、同時に、「都道府県、政令指定都市等の関係者が、大規模小売店舗立地法及び本指針のかかる趣旨、目的が十分に認識されることが不可欠であり、需給調整的な運用が行われることはもちろん、本指針の範囲を超えた負担を設置者に求めるようなことがあってはならない」とされている。本趣旨が引続き徹底されることを要望する。特に、その運用にあたっては、実態に即し、かつ経済的に許容可能なものとなるよう要望する。具体的な要望は以下の通りである。</p> <p><u>(1)騒音問題への対応策について</u></p> <p>夜間において発生する騒音ごとの予測・評価方法に関しては、それぞれの発生源が発生する騒音の最大値等に着目し、敷地境界線における騒音の最大値を予測するとされている。来店客の自動車騒音の場合、騒音の予測地点は、発生源（自動車等）と受音地点（隣接する住宅等）を結ぶ直線上の敷地境界線に設定されるものと考えられるが、この位置が恣意的に設定された場合（例えば、公道に面する駐車場への入り口付近の敷地境界線を測定地点とする等）、夜間の来店客が自動車で駐車場に進入するだけでも、簡単に基準値を超えることも予想される。</p> <p><u>(2)駐車需要の充足について</u></p> <p>設置者は、年間の平均的な休祭日のピーク１時間に予想される来客の自動車台数を基本として、指針に示された計算式により必要な駐車台数を確保するものとされている。なお、同計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができることとされている。都心部においては、指針の計算式による必要駐車台数の値が非現実的な数値となっており、計画を見直さざるを得ないケースもある。現在、「同計算式によることが適当でない場合」の既存類似店のデータに基づいた対応が実態的には認められていないので、今後は地域の状況に応じ広く認めるべきである。</p> <p>指針では、「商業地区（都市計画法上の用途地域における商業地域及び近隣商業地域）」であるか、「その他地区」であるかによって、必要駐車台数を算出する際の日來客数原単位や自動車分担率が規定されており、一般には、「その他地区」の方が必要駐車台数は多くなる。既に商業地として発展しつつある地域でも、都市計画法上、商業地域に指定されていない場合には、「その他地区」となり、過大な駐車台数の確保が求められる。指針では、「当該大規模小売店が立地する地点や周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適当でない」と認められる場合は、都道府県及び政令指定都市と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として、あるいは、用途地域上はその他地区に該当する場合であっても商業地区として取り扱うことができる」とされており、本趣旨の徹底を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法第４条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (大臣告示)		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局流通産業課

流通（ 7 ）	大規模小売店舗立地法の見直し(当該大規模小売店において小売業を行なう者の氏名等の届出について)【新規】		
規制の現状	<p>大規模小売店舗の新設をする者は、当該大規模小売店(以下、同店)が所在する都道府県に、同店を設置する者に加えて、同店において小売業を行なう者の氏名または名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名を届け出ることになっている。</p> <p>また、同店の設置者ならびに同店で小売業を行なう者に変更があった場合には、遅滞なくその旨を都道府県に届け出ることになっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>大規模小売店舗の新設の届出および変更の届出において、当該店舗で小売業を行なう者の氏名等については、店舗面積が一定面積以上の者に限り、一定面積に満たない店舗については届出を不要とすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>店舗の規模によっては、一の大規模小売店舗における小売業者の数は数百に上ることもあるので、全小売業者について、変更の都度、届出等を行なうのは事務負担が大きい。</p> <p>なお、旧法(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律)と新法(大店立地法)の違いは、旧法では、大規模小売店舗で営業することの優位性を有する小売業者の営業活動につき周辺の中小小売業者への影響の視点から調整を図ることが目的であったのに対し、新法は、大規模小売店舗の有する大規模な集客や物流といった特性に着目し、その出店によって生ずる事象(交通渋滞や交通安全、騒音や廃棄物)への配慮を求めるものであるとされている。</p> <p>したがって、新法においては大規模小売店舗を設置する者のみが届出義務を負うこととされているのであり(旧法では小売業を営む者にも届出義務あり)、規模にかかわらず全小売業者の氏名等の届出を義務付ける必要はないと考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法 第 5 条第 1 項第 2 号 第 6 条第 1 項		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局流通産業課

流通（８）	一般酒類小売業者等によるインターネット上での酒類販売の容認		
規制の現状	<p>現在、一般酒類小売業免許や大型店舗酒類小売業免許等には販売方法等に条件が付されている（一般酒類小売業免許には「通信販売を除く小売販売に限る」、大型店舗酒類小売業免許には「店頭小売販売に限るものとし、不当な価格表示をしたチラシ等による広告販売は行なわない」旨の条件が付されている）。</p> <p>一方、特殊酒類小売業免許のひとつである通信販売酒類小売業免許については、酒類販売業免許等取扱要領において、需給調整要件として、取扱可能な酒類が一般店で通常購入が困難な地酒（吟醸酒等の清酒で前会計年度における課税移出数量が 100kl 未満の銘柄のもの）や輸入酒（前会計年度における課税移出数量が 100kl 未満の銘柄のもの）に限られている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>一般酒類小売業免許や大型店舗酒類小売業免許をもった事業者には、免許条件を緩和し、通信販売を可能とすべきである。また、一般酒類小売業免許（全酒免許）で、「小売販売に限る」のみの免許条件が付されている事業者の場合は、通信販売が行なえることを明確にすべきである。</p> <p>また、通信販売酒類小売業免許では、需給調整規制を廃止し、品目制限を撤廃すべきである。</p> <p>なお、酒類の通信販売を行なう場合は、現在、通信販売免許に付されている「販売対象者を 〇〇に限る」「未成年者の飲酒は禁止されている旨表示する」等の措置とともに、年齢確認の徹底（例えば成年者のみの会員制、IC カードを用いた厳密な本人認証）等の未成年者飲酒防止手段を講じるものとする。</p> <p>（理由）</p> <p>電子商取引の推進が求められる中、コンテンツ拡大の一環としてネット上での酒類販売を可能とすべきであり、消費者の利便性も向上する。</p> <p>本件については、「各省庁における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」（平成 13 年 4 月）において、通信販売酒類小売業免許などの特例的措置については、平成 9 年 6 月 13 日の中央酒類審議会答申の趣旨を踏まえ、一般酒類小売業免許に係る需給調整要件の段階的緩和を進め廃止をしていく中で、特例的措置の整理・縮小についても検討していく旨、指摘があるが、今後の検討の具体的なスケジュールを示されたい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	酒税法第 11 条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達		
所 管 官 庁	国税庁	担当課等	課税部酒税課

流通（ 9 ）	大型店舗酒類小売業免許の制度の見直し		
規制の現状	<p>酒類の販売業を行なおうとする場合には、税務署長の免許を受けねばならず、店舗面積 1 万㎡以上の大型小売店舗に対しては、原則として人的要件の審査のみで、店舗面積 1 万㎡当たりにつき 1 件の大型店舗酒類小売業免許が付与されるが、当初 3 年間については、周辺小売店の経営に与える激変緩和措置として、国産ビールや通常の清酒が販売できず、さらに、広告や販売方法の制限が課せられる。</p> <p>また、会社再編（分社化等）により経営主体に変更があった場合は、新たに大型店舗酒類小売業免許を取得することが求められ、その場合、既に 3 年間の激変緩和期間が終了している場合でも、改めて、3 年間の取り扱い酒類等の制限が課せられる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>早期に大型店舗酒類小売業免許における需給調整規制（免許付与当初 3 年間における国産ビールや清酒販売の禁止）や当該免許のみに課せられている販売方法等の制限を廃止すべきである。</p> <p>また、分社化等の会社再編の場合も「営業主体の人格の変更」の一形態として認め、当該店舗が既に 3 年間の激変緩和期間を終了している場合には、改めて 3 年間の取り扱い酒類等の制限を課さないこととすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>『各省庁における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況』（平成 13 年 4 月）では、「大型店舗酒類小売業免許などの特例的措置については、（中央酒類審議会答申の趣旨を踏まえ）一般酒類小売業免許に係わる需給調整要件の段階的緩和を進め廃止していく中で、これらの特例的措置の整理・縮小について検討していくこととしている」とされているが、需給調整規制の完全撤廃（現行では平成 15 年 9 月 1 日）を待つまでもなく、少なくとも、大型店舗酒類小売業免許における需給調整規制は廃止すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	酒税法第 9 条、第 10 条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達		
所 管 官 庁	国税庁	担当課等	課税部酒税課

流通（10）	会社分割・合併における酒類販売業免許の承継手続きの整備・簡素化 【新規】		
規制の現状	<p>平成12年の商法改正による効率的な企業再編のための会社分割制度の導入以降、分割による経営主体の変更が多数生じている。しかしながら、酒類販売業の場合、分割による営業主体の変更が生じた場合の一般酒類小売業免許の承継手続きが規定されておらず、販売場の所在地、取扱酒類の範囲、販売方法等経営内容の実質に変化がない場合でも新規の免許申請と全く同様の手続・要件が求められている（需給調整上の要件が課される）。</p> <p>一方、合併（法人が酒類販売業者である法人と合併する場合又は法人と酒類販売業者等である法人が合併して法人を新設する場合）により営業主体の変更が生じた場合には、新規に酒類販売業免許の申請が必要とされているが、当該申請が「酒類販売業免許等取扱要領」における一定の要件（人的要件等）を満たしている場合には、需給調整上の要件に関わらず免許を付与することができることとされている。</p> <p>他方、相続については、相続人が政令で定める手続により所轄税務署長に申告を行なうことにより、被相続人が受けていた酒類の販売業免許を承継したものとみなされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>会社分割による営業主体の変更が生じた場合の一般酒類小売業免許の承継手続（少なくとも合併と同様）を整備すべきである。</p> <p>合併による営業主体の変更が生じた場合の免許申請に係る添付書類を簡素化すべきである（販売上の所在地、取扱酒類の範囲、販売方法など経営面の実質に変更がない場合は、相続による承継と同程度に削減）。</p> <p>（理由）</p> <p>商法改正により企業再編が容易になったものの、一般酒類小売業免許が円滑に承継されなければ会社分割制度の活用が進まず、機動的な組織再編を阻害している。</p> <p>合併の場合、販売場の所在地、取扱酒類の範囲、販売方法など経営面の実質に変更がないにも関わらず、新規に酒類販売業免許申請書の提出が求められているため相続による承継に比べて事務負担が大きい。相続による承継の場合は、会社登記簿謄本（戸籍謄本）、役員全員の履歴書、誓約書、販売場の写真等の他の書類（相続放棄書）の4種となっているが、新規免許申請の場合には、販売設備状況書、事業目論見書等、13種の資料の提出が求められるが、上記の場合、販売設備状況書、建物の配置図、周辺の見取り図等は不要と思われる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	酒税法施行令第14条、第18条 酒税販売業免許等取扱要領		
所管官庁	国税庁	担当課等	

流通（11）	酒類の共同蔵置所の取扱いの簡素化【新規】		
規制の現状	<p>酒類販売業者は、販売場の所在地の所轄税務署長に、販売の目的で所持する酒類を貯蔵する場所の所在地及び名称等を報告しなければならない。</p> <p>酒類の共同輸送のために、自社で設置報告済みの蔵置所に他社の酒類を保管する場合、他社の蔵置所としての報告が別途必要であり、且つ自社の蔵置所をその分縮小し、区分けすることとなっており、事務処理が煩雑である。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>課税済み酒類の貯蔵場所として報告済みの蔵置所を共同輸送のために他の酒類販売業者が使用することとなった場合、新規に使用することとなった販売業者が報告する（あるいは予め複数業者が一括して報告する）だけで、使用スペース等を区分けすることなしに共同で使用することを認めるべきである。購入若しくは販売した酒類、所持する酒類の数量等の記帳・報告義務等はそれぞれの販売業者が引続き担うため、酒税の保全上特段の問題はないと思われる。</p> <p>（理由）</p> <p>物流コスト抑制のために、一部地域において複数の酒類販売業者の共同輸送に取り組んでいるところであるが、コスト抑制効果を高めるために、既存の蔵置所を複雑な事務手続を行なうことなしに共同で活用したい。なお、共同輸送の推進により車輛台数が削減され、温室効果ガスの排出抑制にも貢献する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>酒税法第 47 条第 4 項</p> <p>酒税法施行令第 54 条の 2、第 1 項</p>		
所 管 官 庁	国税庁	担当課等	

流通（12）	酒税の納期限の延長に伴う担保の全国一括処理体制の確立【新規】		
規制の現状	<p>酒類を保税地域から引き取ろうとする者が酒税額の全部又は一部に相当する担保を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提供した時は、当該税関長は、担保の額に相当して、酒税の納期限を延長することができる。</p> <p>輸入業者は担保を各輸入港の申告場所（本関、支所、出張所）毎に提出している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 担保の全国一括処理体制を確立すべきである。</p> <p>（理由） 輸入業者は税関毎に担保を納めているため、輸入数量が変更になった場合など、税関毎の酒税担保額に過不足が生じるので、支払が煩雑になり、迅速な輸入ができない。</p> <p>また、過不足が生じた場合でも、税関間の調整ができないため、各税関において不足が生じないように、常に担保金額を余分に設定せざるを得ず、輸入業者にとり負担が大きい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	酒税法第 30 条の 6		
所 管 官 庁	国税庁	担当課等	

流通（13）	食品衛生法における許可申請手続きの適正化		
規制の現状	<p>飲食店営業等の公衆衛生に与える影響が著しい 34 業種の営業については都道府県知事等の許可制となっており、業種毎に定められた施設基準に合致する場合は、許可しなければならないとされている。この許可申請手続きに関し、従前より問題とされてきた食品衛生指導員の事前指導や食品衛生協会の加入等については、昨年、一昨年と改善が図られつつあるものの一部には依然問題が残っている。</p> <p>未だに都道府県が任命した食品衛生指導員による事前の店舗立入検査を許可条件とする保健所がある。（長野県）</p> <p>未だに食品衛生協会への加入を許可条件とする保健所がある。（山形県、茨城県、長野県、岡山県、広島県、広島県福山市、山口県、佐賀県、宮崎県、宮崎県宮崎市等）</p> <p>申請書交付を食品衛生協会へ委託し、一部の自治体では、協会窓口において強制的に申請書代金を徴収している（千葉県市川保健所、千葉県佐倉保健所など）。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>食品衛生指導員による事前店舗立入検査の義務付けの廃止。 食品衛生協会への加入義務付けの廃止。 申請書代金の徴収の廃止。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年 4 月に発表された「各省庁における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、「平成 10 年 10 月 30 日付衛食第 101 号『食品営業許可申請時の添付資料について』により、各都道府県等に対して、営業許可申請時に設置場所管理者の承諾書などの不必要な書類は添付させないこと及び許可手数料の徴収の際、食品衛生協会への加入が強制加入であるような誤解を生じさせないことを周知した」旨、指摘された。引続き、適切な措置が講じられるよう要望する。 <p>許可申請の手数料は、所管省庁から徴収されており、申請書代金はその中に含まれているものと理解している。なお、当該食品衛生協会より、徴収した申請書代金の用途は明らかにされていない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	食品衛生法第 21 条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局食品保健部監視安全課

流通（14）	食品衛生法における営業許可基準（施設基準）の合理化【新規】		
規制の現状	<p>飲食店営業等の公衆衛生に与える影響が著しい 34 業種の営業については都道府県知事等の許可制となっており、業種毎に定められた施設基準に合致する場合は、許可しなければならないとされている。</p> <p>施設基準は、国が最低基準として定める営業施設基準の準則に基づき都道府県毎に定められているが、従前より、行き過ぎと思われる規制・運用については改善が図られている。しかしながら、依然として地方によっては問題が見られ、例えば、長野県、京都府、大阪府、兵庫県では、コンビニエンス・ストアにおいて飲食店営業の許可の際に、店内に販売・保存用の大型冷蔵庫がある場合でも、レジ周辺等の飲食区画内に別途小型の冷蔵庫を設置するよう指導を受ける場合がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>食品営業許可基準の合理化については、引続き適正な指導・助言が行なわれるよう要望する。本件については、店内に販売用の大型冷蔵庫があり、衛生上問題なく飲食営業に使用する食品（冷凍おでん、フランクフルト等）を管理することができる場合には、別途、飲食区画内に小型冷蔵庫の設置を義務付けることを廃止すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>施設基準の合理化により、限られたスペースの有効活用につながる。また、他の多くの都道府県では、コンビニエンス・ストアの現状を把握するとともに、公衆衛生上支障がないものとして、飲食区画内の小型冷蔵庫設置は不要と判断している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	都道府県条例		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局食品保健部監視安全課

流通（15）	一般小売店における医薬品販売の規制緩和		
規制の現状	<p>医薬品一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事等からの許可が必要であり、許可の要件として、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。</p> <p>なお、99年3月31日より、ドリンク剤等の一部の医薬品が医薬部外品へ移行されて、一般小売店での販売が可能となったが、これらの範囲は極めて限定的となっている。ドリンク剤でも医薬品に分類されているものは一般小売店で販売ができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>作用の緩やかな医薬品の販売の許容</p> <p>既に、特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品のうち、整腸薬、健胃薬、作用の緩やかなかぜ薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等について、一般小売店での販売を可能とする。</p> <p>全てのドリンク剤、ビタミン剤販売の許容</p> <p>未だ医薬部外品へ移行されていないドリンク剤、ビタミン剤についても全て、一般小売店での販売を可能とする。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に示した整腸薬、健胃薬、かぜ薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等が一般小売店にて販売できるようになると、常備薬切れや夜間等における不意の疾病時における対応が可能となる。 ・ドリンク剤、ビタミン剤については、現状でも、薬剤師の関与しない「指名買い」による購入が大半を占めている上、作用も緩やかであり、一般小売店での販売も可能と考える。 		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（16）	医薬品一般販売業における医薬品販売の規制緩和		
規制の現状	<p>・薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理、その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。但し、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けた時には、この限りではないとされている。（現状では都道府県知事の許可している業は学校薬剤師、及び休日診療所に限られている）。</p> <p>医薬品一般販売業についても上記規定が準用され、管理薬剤師は他店舗の薬剤師として薬事に関する実務に携わることができない。</p> <p>・医薬品販売が認められている医薬品一般販売業においては、営業時間中は薬剤師を配置するか、薬剤師不在中は医薬品の販売を中止するよう指導を受けている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>管理薬剤師の配置義務の緩和</p> <p>・医薬品一般販売業における管理薬剤師の兼務に関して、勤務の実態等を踏まえ（例えば、ある店舗の管理薬剤師が急用で不在になった場合に他店舗からの応援が必要となる）、その他薬剤師がいて業務に支障がないと認められる場合には、管理薬剤師が他店舗で薬剤師として薬事に関する実務に従事することを認める。</p> <p>医薬品分類に基づく薬剤師配置義務のあり方の見直し</p> <p>・副作用の可能性のある医薬品等の「薬剤師が説明し販売する」医薬品と薬剤師の説明を要しないそれ以外の医薬品とに、新たに分類し、医薬品一般販売業における薬剤師配置義務のあり方を見直す。</p> <p>薬剤師による新たな服薬指導方法の許容</p> <p>・薬剤師による服薬指導方法に関して、近年発達著しい情報通信技術を活用し、（例えば対面性を確保しうるテレビ電話の活用）双方向通信等を認めることにより、薬剤師の兼務規制、配置義務のあり方を見直す。</p> <p>（理由）</p> <p>・兼務規制が緩和されれば、薬店等をチェーン展開する場合、複数の薬剤師がシフトを組んで、複数店の業務を行なうことが可能となり、柔軟で機動的な人員配置が可能となる。</p> <p>・今年3月31日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」では、管理薬剤師の配置義務の総合的検討、兼務規制の見直しに関して、「平成13～15年度：必要に応じて検討」とされており、前向きな検討を期待する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（17）	医薬品卸売一般販売業の許可取得等に関する規制緩和		
規制の現状	<p>医薬品卸売一般販売業には管理薬剤師の配置義務が課せられており、医薬品を一括的に仕入れグループ企業別に仕分けを行なう単なる中継基地としての中継配送センターにおいても、卸売一般販売業の許可が必要であり、管理薬剤師の常駐、試験室等の設置を必要としている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 医薬品をグループ各社店舗に配送するため医薬品を一括仕入し、仕分けするだけの中継配送センターに関しては、管理薬剤師の配置や試験室の設置を不要とすべきである。</p> <p>（理由） 中継配送センターでは医薬品をグループ企業別に仕分けするだけで中継センターには一切医薬品は滞留しない。仕分け過程で、万が一、破損した場合は商品価値を失うことから当然流通経路から除かれ、消費者の手に渡ることはありえない。</p> <p>したがって、中継配送センターにおいては、管理薬剤師については一定の条件を満たす場合には兼務を認めても差し支えないとされているものの、そもそも不要であり、試験室についても必要性はないと考える。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法 第24条、第26条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（18）	医薬品一般販売業者に対する動物用医薬品一般販売業の取得に係る規制緩和【新規】		
規制の現状	<p>一般消費者を対象に、動物用医薬品一般販売業を営むためには、医薬品一般販売業の許可（都道府県知事、保健所設置市の市長、特別区の区長）を取得している業者であっても、別途、動物用医薬品一般販売業の許可を都道府県知事より取得しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 一般消費者向けの動物用医薬品販売業の処分権限を保健所設置市の市長、特別区の区長に移管するとともに、医薬品一般販売業の許可を取得している業者が使用規制の対象とならないペット向けの医薬品等を販売する場合には、動物用医薬品一般販売業を届出だけで行なえるようにする。</p> <p>（理由） 現在のペットブームにより、のみ駆除剤等の動物用医薬品の需要が増加しており消費者ニーズが高い。 人体用、動物用いずれの医薬品も、動物用医薬品の使用規制を除き、同様の規制の下に置かれており、法令上も構造設備の基準面及び薬剤師の面でも医薬品一般販売業と同様の扱いとなっている。 そのため、医薬品一般販売業の取得業者が、上記ペット向けの医薬品を販売する場合には、別途、動物用医薬品販売業の許可を得る必要性は乏しいと思われる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法第 24 条第 1 項、第 83 条 動物用医薬品等取締規則		
所 管 官 庁	農林水産省、厚生労働省	担当課等	

流通（19）	医薬品一般販売業の構造設備基準の適正化・合理化等		
規制の現状	<p>都道府県における医薬品一般販売業に係る構造設備基準の運用については、適正化・合理化の方向で改善が図られつつあるが、依然として、合理的な理由が乏しいと考えられる事例が見受けられる。</p> <p><例> 調剤室の構造設備基準に関して、東京都では指導基準に「透視面」の項目を設けている。 その基準のうち、調剤室の透視面の立上げ規定（具体的には、透視面の底辺が待合場所の床面から約0.9メートル以内であること）については、調剤室の設備構造の観点から見ても、一律的な規定を設ける合理的な理由に乏しく、薬局開設に当たって不必要のコスト増を招いている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 医薬品一般販売業の構造設備基準の運用に関して、不合理と考えられる場合には、引続き、適切な処置が講じられることを希望する（合理的な理由に乏しい調剤室の透視面の立上げ規定（東京都薬局許可指導基準）の見直しや弾力的運用を要望する）。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>薬事法 薬局等構造設備規則 東京都薬局許可指導基準</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（20）	医薬品への販売承認制度の導入（市販後調査業務の責任分担の見直し） 【新規】		
規制の現状	<p>医薬品について制度化されている再審査、再評価を行なう場合の市販後調査に関して、厚生省令第10号で製造業者（製造承認取得者）等が遵守すべき事項が定められており、製造承認取得者が市販後調査業務の責務を全面的に負うことになっている（一部の調査業務の委託は認められている）。</p> <p>医薬品の場合、現実には製造のみを行い、販売は他社に全面委託している例も多く見られる。この様なケースでは、販売会社は適正使用のための情報の収集、伝達等の市販後調査業務の多くを担っている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>現在、医薬品への販売承認制度の導入が検討されていると聞いているが、制度導入により、市販後調査の責任分担を見直すべきである。</p> <p>また、販売会社が、市販後調査業務の集大成である再審査、再評価申請も出来る様にすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>製造承認を取得し、製造のみに専念する会社や自社販売する意向がない会社は、他に販売を譲渡又は委託しているため、販売を受けた会社は実質的に市販後調査を実施している場合が多い。また、適正使用の推進も販売会社が行っており、販売承認制度を導入し、販売会社に実施責任とその結果の申請責任を負わすことは、市販後調査を円滑に進める上で極めて現実的と考える。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法第14条4、第14条の5 厚生省令第10号「医薬品の市販後調査の基準に関する省令」		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局 審査管理課

流通（21）	化粧品への販売承認制度の導入 （製造における全面委託の許容、表示制度の見直し等）		
規制の現状	化粧品等の薬事法で規制される製品には、製造承認制度がとられ、当該製品を製造しようとする者が承認を取得するものとされている。この場合、製造承認取得業者による全工程一貫製造が原則とされ、品質確保に問題がないと認められる場合に限って、委託製造が認められている。また、製品には、製造業者を表示することが法的に義務付けされている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>化粧品に販売承認制度を導入して、 化粧品製造における全面委託を認めること、 化粧品製品への製造業者の表示義務を見直すこと、 を要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>化粧品はブランドによる価格差が大きいため、一般に製品へ他業者の名称を記載することを嫌うため、固有の技術を要する製品の生産にあたっては、主製造業者と固有技術を有する業者との間で委受託生産の契約を行い、製品には主製造業者（委託業者）を記載する方法が常套手段としてとられる。しかし、この委受託生産の範囲には制限があるために、この手法も万全ではない。</p> <p>このような状況にあって、新聞報道等によると医薬品においては、販売承認制度の導入が検討されていると聞いている。</p> <p>しかし、この制度は、今のところ医薬品についてのみ導入が検討されており、化粧品への導入は考えられていないと聞いている。化粧品にも販売承認制度が導入され、製造工程における全面委託が認められるとともに、製品に製造業者名を記載する必要がなくなれば、化粧品でも OEM が広く普及すること考えられる。これにより化粧品製造者は自社の独自性を更に強化でき、集中化や専門化が進み、製品コストの低減が促進され、業界全体が活性化すると考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法 第 61 条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（22）	医薬部外品の「承認基準」の拡充【新規】		
規制の現状	<p>医薬部外品を製造・輸入するためには処方・使用方法・効能効果等を規定した承認を取得しなくてはならない。この承認取得には厚生省の審査を受ける必要があり、早いもので6ヶ月の期間を要するが、既に医薬部外品に使用実績がある処方（成分、配合量）・使用方法・効能効果、製造方法等で承認基準が定まっている場合には、承認権限は都道府県知事に委任されている。</p> <p>この「承認基準」は、今のところ医薬部外品の中でも一部（パーマントウェーブ用剤、染毛剤、薬用歯磨類）に限定されている。また、この「承認基準」は、定期的な見直しが明確にされておらず、数年に渡り改定されずに放置されるケースがある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>「承認基準」の作成品目の拡大 医薬部外品でいまだ承認基準が作成されていない薬用化粧品、育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入する。 既に作成済みの「承認基準」の見直し パーマネント・ウェーブ用剤及び染毛剤について、その承認基準を定期的に（できれば2年毎）見直す。</p> <p>（理由）</p> <p>「承認基準」の作成品目の拡大 薬用化粧品、育毛剤、腋臭防止剤などの医薬部外品には承認基準が作成されておらず、すでに承認基準が作成されて承認期間の短縮化が図られている染毛剤、パーマントウェーブ剤、薬用歯磨剤と比べ承認取得に時間を要する。承認基準の作成は過去の承認前例の取り纏めにより作成できるものであり、製品の安全性、有効性、安定性に問題の無いことが確認された範囲内で作成されるものである。安全性で懸念のある過酸化水素などを用いた染毛剤、パーマントウェーブ剤でも承認基準は作成できており、薬用化粧品、育毛剤、腋臭防止剤などでは、特にこの点で懸念は無く、承認基準の策定には問題の無いものとする。</p> <p>既に作成済みの「承認基準」の見直し 都道府県知事による承認の範囲を規定した「承認基準」が定期的に見直しがなされない場合には、すでに厚生労働省で承認された前例があって、本来ならば3ヶ月の都道府県知事の承認により製品化できる状況にも関わらず、厚生労働省による承認を取得せざるを得ず、タイムリーな製品発売のタイミングを逃している。</p> <p>そこで、「承認基準」を定期的に見直すことで、すでに厚生労働省がパーマント・ウェーブ用剤及び染毛剤の成分として承認した処方（成分、配合量）・使用方法・効能効果、製造方法等について、すみやかに承認基準に記載すれば、厚生労働省から地方公共団体による承認に移行させることができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>薬事法 パーマント・ウェーブ用剤：平成11年5月17日医薬発第634号で一部改定 染毛剤：平成5年2月10日 薬務局長通知薬発第113号で一部改定 医薬部外品原料規格 平成5年2月10日 薬発第115号に追補発行</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（23）	薬事法における「賃貸業」の定義の周知徹底【新規】		
規制の現状	<p>画像診断装置等の厚生労働大臣の指定する医療用具を業として賃貸する場合には、「賃貸業」の届出が都道府県知事に対して必要とされているが、当該医療用具を自ら貯蔵、陳列その他の管理を賃貸する者が行なう場合に限られている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 薬事法施行規則第41条において、「賃貸業」の届出を要する医療用具については、「当該医療用具の貯蔵、陳列その他の管理を賃貸する者が行なう場合に限る」とされており、これは主として医療用具のレンタルを想定したものと考えられる。したがって、貯蔵、陳列その他の管理をリース会社が自ら行なわない「ファイナンス・リース」には「賃貸業」の届出が不要なことを周知徹底すること。</p> <p>（理由） 「ファイナンス・リース」の場合、リース会社が果たすのは基本的には金融的機能であり、医療用具は製造元からリース先へ納入され、使用権限はリース先が有している。従って、法令等からは明らかに「ファイナンス・リース」は賃貸業の届出が不要と解しているが、厚生労働省では、「届出が必要である」としており医療用具リースの実務が混乱している。</p> <p>「賃貸業」の定義を改めて周知徹底することで、医療用具の「ファイナンス・リース」取引に係る事実誤認がなくなり、医療用具のリースの取扱いが円滑になるものとする。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>薬事法第39条 薬事法施行規則第41条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省、地方自治体	担当課等	医薬局

流通（24）	製造たばこの小売販売の需給調整規制の廃止と小売価格の自由化		
規制の現状	<p>製造たばこの小売販売業を行なう場合には、営業所毎に財務大臣の許可を受けねばならず、その際、人的要件等の他、距離基準等の需給調整上の参入規制が設けられている。</p> <p>また、たばこの小売価格については品目ごとに一の定価を定めて財務大臣の認可を受けねばならず、たばこ小売販売業者は上記認可を受けた小売定価で販売しなければならないとされている。</p> <p>* 製造たばこ販売の需給調整規制等については、行政改革委員会の最終意見（平成9年12月12日）において、「許可制度の需給調整的な参入要件及び小売定価販売義務は、消費者の利害を阻害していると考えている。また、未成年者の喫煙防止についても社会的規制方式として効果がなく、相応しくない」と指摘している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 製造たばこの小売販売規制において、小売定価制は早急に廃止すべきである。また、需給調整規制については、その検討を急ぎ、早期に廃止に向けたスケジュールを明確にすべきである。 なお、小売販売業許可を法令上定められている経路機関(日本たばこ産業株式会社の営業所)に申請を提出してから許可書発行まで、現在4ヶ月程度の期間を要しているが、標準処理期間(2~3ヶ月)程度に短縮してほしい。</p> <p>（理由） 製造たばこの小売許可制、小売定価制は、昭和60年の専売制廃止に伴う零細小売店への激変緩和措置として、「当分の間」設けられたものであり、上記行革委の指摘の通り、今や消費者利益を大きく損なっている。 また、規制緩和推進計画等においても、繰り返し「需給調整規制は、撤廃の方向で見直す」旨、閣議決定されている。また、平成12年3月31日に閣議決定された規制緩和推進3か年計画（再改定）では、製造たばこの小売販売に係わる規制については、「中長期的にその在り方の検討を行なう（10年度以降逐次検討）」とされている。規制改革推進3か年計画では、上記再改定計画に記載されている事項で、平成12年度内に措置が完了していない事項は、その後の実施状況のフォローアップを行なう、とされている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	たばこ事業法第22条、23条		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	理財局総務課 たばこ塩事業室

流通（25）	信用販売に係る分割払手数料徴収指導の廃止【新規】		
規制の現状	<p>割賦販売事業者が、商品又は役務の代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することを条件にしてクレジットカード業務、ショッピングクレジット業務を行なう場合、顧客から適正水準の分割払手数料を徴収するよう指導が行なわれている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） クレジットカード業務、ショッピングクレジット業務等における分割払手数料の徴収指導を廃止すべきである。</p> <p>（理由） 分割払手数料の徴収は、独禁法の定める不公正な取引方法に該当しない限り、各事業者の判断に任せられるべき営業政策上の問題である。本通達は事業者間の競争を制限するものであり、適切ではないと考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	信用販売に係る分割払手数料の徴収について（通達）		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	

流通（26）	計画流通米の小売販売に関する登録更新手続の簡素化		
規制の現状	<p>米穀（計画流通米）の小売販売業を行なおうとする者は、都道府県知事に登録しなければならない。</p> <p>また、登録を行なった小売販売業者（登録小売業者）は、氏名・名称、営業所・販売所（米穀販売のための売り場）等の変更の際、その都度、必要な書類（氏名・名称の変更の際には登記簿謄本や誓約書、販売所所在地の変更の際には事業計画書等）を付して変更届出、変更登録をせねばならず、帳簿への業務内容の記帳とその保存も義務付けられている。登録小売事業者は、3年の有効期間満了後、期間中に変更届出を行なっても、改めて新規登録と同様の書類を提出して登録を更新しなければならない。特に、多店舗・全国展開する事業者には大きな事務負担となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>登録小売業者の登録有効期間を延長する等、登録更新手続を簡素化すべきである。</p> <p>特に、期間中に変更届出を行なっていて、その後変更のない者については、更新時には必要最低限の添付書類の提出で足りることとし、登記簿謄本等は不要とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>平成13年4月に公表された「各省庁における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、食糧庁消費改善課より、「登録小売業者の登録有効期間の延長については、卸売業者・出荷取扱業者と併せて検討してまいりたい」旨、示されている。早期に検討を行い、結論・実施時期を明示すべきである。</p> <p>一斉更新が仮に必要であったとしても、上記変更登録・届出に係わる氏名・名称、営業所・販売所等の内容に変更がない限り関連の添付書類を改めて提出する理由が乏しく、申請書と最近の事業年度における貸借対照表や収支決算書等の提出で目的は達せられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</p> <p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則</p>		
所 管 官 庁	食糧庁	担当課等	消費改善課